

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例 に係る立入検査要領

第1 目的

この要領は、熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(以下「条例」という。)第5条に規定する立入検査(以下「立入検査」という。)の実施方法を定め、県内の入浴施設に対し適切な衛生管理に関する指導を行うことを目的とする。

第2 検査実施機関

保健所及び条例第2条第3号に定める医療施設並びに同条第4号に定める社会福祉施設等の施設所管課(以下「施設所管課」という。)

第3 立入検査の実施方法

- (1) レジオネラ症防止対策立入検査票(別紙1-1及び別紙1-2)に基づき、入浴施設の設備内容、清掃及び消毒の実施状況、水質検査の実施状況等を確認すること。
- (2) 前年度の立入検査において衛生管理等が不適切であった施設で、その後改善状況の確認が取れていないものについて、指導した事項の改善状況の確認を確実に行うこと。
- (3) 立入検査時に条例に規定する水質検査を実施していない施設については、水質検査の迅速な実施を指導するとともに、実施予定日を確認し、検査実施後速やかに検査結果の報告を求めること。
- (4) 水質検査結果が条例で定める基準を満たしていない施設については、再検査の実施を指導し当該基準を満たすまで改善指導を行い、改善までの経過を施設所管課及び健康危機管理課へ報告するものとする。

第4 計画的な立入検査の実施

計画的な立入検査を実施するため、毎年度以下の施設に対し立入検査を実施する。

- (1) 前年度までに立入検査を実施していない施設
- (2) 前年度までに立入検査を実施した施設の中で、条例に定める衛生管理等が不適切であった施設
- (3) 施設所管課は、毎年度はじめに「立入検査実施計画書(別紙2)」を作成し、当該計画書に基づき計画的な立入検査に努めること。なお、当該計画書を5月末日までに健康危機管理課に提出すること。

第5 調査結果報告

すべての入浴施設が条例に沿っていることが確認でき次第、健康危機管理課あて集計表(様式1及び様式2-1、2-2)を速やかに提出することとし、遅くとも2月末日までには提出すること。

なお、2月末日までに報告できない場合には、その旨健康危機管理課に報告するとともに、健康危機管理課の指示に従い報告すること。

第6 留意事項

立入検査の結果、条例に基づく衛生管理が徹底されている施設に対しても、入浴施設の衛生管理に係る知識の低下等を防ぐため、適宜研修等の開催や立入検査を実施するなどして必要な措置を講じること。